

宇佐市条例第 17 号

宇佐市における再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、宇佐市内における再生可能エネルギー発電設備の設置を適切に誘導することにより、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、良好な自然、景観及び生活環境との調和の確保と設置区域及びその周辺地域における事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）の防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する設備をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備により発電を行う事業をいう。
- (3) 設置事業 再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（土地の権利の取得、伐採、造成、工事その他当該設備の設置に係る事業の全てを含む。）をいう。ただし、建築物等（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。）の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業及び設置事業を行う者をいう。
- (5) 設置区域 設置事業を実施する区域をいう。
- (6) 地元自治会等 設置区域及びその隣接区域の自治会及びその他関係者をいう。

(適用事業)

第 3 条 この条例の適用を受ける設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設置区域の土地の合計面積が 5,000 平方メートル以上であるもの又は再生可能エネルギー発電設備の築造面積が 1,000 平方メートルを超えるもの（既に設置され、又は設置中の再生可能エネルギー発電設備と一体的に設置事業を行う場合であって、その設置区域の土地の合計面積が 5,000 平方メートル以上であるもの又は再生可能エネルギー発電設備築造面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものを含む。）
- (2) 高さが 13 メートルを超えるもの

(市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故等を防止し、地元自治会等と良好な関係を保たなければならない。

- 2 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、当該設置事業で設置した再生可能エネルギー発電設備について、適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 事業者は、設置事業により事故等が発生した場合又は地元自治会等と紛争が生じた場合は、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第7条 設置区域に係る土地の所有者は、第1条の目的を達成するため、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第8条 市長は、次の各号のいずれかの事由により特に必要があると認めるときは、設置事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。

(1) 現にある良好な自然環境及び優れた景観を保全する必要があると認められる区域であること。

(2) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域であること。

(3) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域であること。

(4) 前号までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める区域であること。

2 市長は、事業者に対し抑制区域を設置区域に含まないように求めることができる。

(地元自治会等への説明)

第9条 設置事業を行おうとする事業者は、次条に定める協議をする前までに、当該設置事業の施工内容等を周知するため、説明会の開催その他の必要な措置を講じ、地元自治会等の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(設置事業の協議)

第10条 設置事業を行おうとする事業者は、設置事業に着手する60日前までに、規則で定めるところにより、設置事業の計画について市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協議が完了した後に当該設置事業の内容を変更しようとするときは、その行為に着手する30日前までに規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項又は前項の協議が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(着手届)

第11条 事業者は、当該設置事業に着手しようとするときは、規則に定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(完了届)

第12条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出等)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を廃止しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該再生可能エネルギー発電設備を関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

(報告徴収及び立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員を設置区域に立ち入らせて必要な調査を行わせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第 15 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、設置事業について必要な指導及び助言をするものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第 9 条の規定による地元自治会等への説明を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき。

(2) 事業者が第 10 条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。

(3) 事業者が正当な理由なく第 10 条の規定による協議を行う前に設置事業に着手したとき。

(4) 事業者が第 11 条、第 12 条又は第 13 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 事業者が適正な維持管理を怠り、設置区域外に被害を与えた場合又は被害を与えるおそれがあるとき。

(6) 事業者が前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

(7) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、第 1 項の規定による指導又は前項の規定による勧告を受けた場合は、規則で定めるところにより、その処理状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に着手する設置事業について適用する。

(準備行為)

2 第 9 条及び第 10 条に規定する地元自治会等への説明及び設置事業の協議（以下「設置手続き」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、それぞれ第 9 条及び第 10 条の規定の例により行うことができる。この場合において、施行日前に行われた設置手続きは、施行日において第 9 条及び第 10 条の規定により行われたものとみなす。